

議案第 89 号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会
教育長の給与等に関する条例の一部改正について

市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会教育長の
給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 21 年 11 月 30 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会教育
長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 44 年条例第 9
号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 230」を「100 分の 225」に改
める。

第 2 条 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正
する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 210」を「100 分の 195」に、
「100 分の 225」を「100 分の 220」に改める。

(北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 44 年条
例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 230」を「100 分の 225」に改

める。

第4条 北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の210」を「100分の195」に、「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例第5条第2項又は第3条の規定による改正後の北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される額から、それぞれ次に掲げる額の合計額に相当する額を減じて得た額とする。
 - (1) 平成21年12月1日において受けるべき給料月額に100分の0.19を乗じて得た額に、平成21年4月からこの条例の施行の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
 - (2) 平成21年6月に支給された期末手当の額に100分の0.19を乗じて得た額